

— 高齢者等あんしん見守り活動事業 —

助け合い・支え合い 地域の見守り



社会的な関わりや家族・親族とのつながりがうすれている世帯が増えています。助け合い・支え合いの意識を高めて、お互い気にかけてあう地域づくりに取り組みましょう。

新 潟 市
新潟市社会福祉協議会

なぜ、地域住民による支え合いや見守りが必要なのでしょう

少子高齢社会、核家族化、プライバシーの重視等を背景に、家族や地域におけるつながりと支えあい機能が低下し、孤立する人々が増えています。

今こそ、「困ったときはお互い様」のご近所づきあいの大切さを見直し、自分たちの地域を自分たちの手でより良くするための取り組みが必要とされています。

地域の人との関係、
家族や親せきとの関係がうすれています。
人との付き合いがなく孤立した状態で
生活している人が増えていませんか？



<孤立した生活がもたらすもの>

- ・ 生きがいの低下
- ・ 孤立死
- ・ 食事の偏り
- ・ 消費者被害
- ・ 虐待、自殺
- ・ 健康の悪化
- ・ 犯罪
- ・ ゴミ屋敷 等々



今日も誰とも
話さなかった

まずはご自身で備えましょう

1 子どもや親族からの連絡

- ・定期的に子どもや親族から電話やメールがあれば、日常生活の変化に気づいてもらえます。

2 友人とのネットワーク

- ・仲の良い友人と定期的に連絡を取り合い、異変があった時には親族に連絡を入れてもらうよう、互いに決めておくことも有効です。

3 コミュニティに積極的に参加

- ・地域の茶の間やサロン、老人クラブ、自治会活動等に積極的に参加し、地域の方とのつながりを持ち、お互いに『助けて』といえる関係をつくりましょう。



4 見守り家電や通信機器を活用

- ・電気ポットの使用状況について緊急連絡先にメールが届く機能
- ・携帯電話の歩数計が、緊急連絡先に毎日メールで配信されるサービス
- ・警備会社の見守りサービス
- ・テレビ電話 等々

ご自身でできることから備えましょう！

5 緊急連絡先を目のつきやすいところに明記

- ・緊急情報キット（5 頁）を冷蔵庫に保管したり、緊急連絡先カードを冷蔵庫や電話のところに掲示します。
- *一人暮らしの方が具合が悪くなった場合、本人がしゃべれない状況になっても対応できるよう緊急連絡先やかかりつけ医などの情報をまとめておくことで迅速な救急対応につながります。

ご近所同士互いに 気にかけてあげましょう

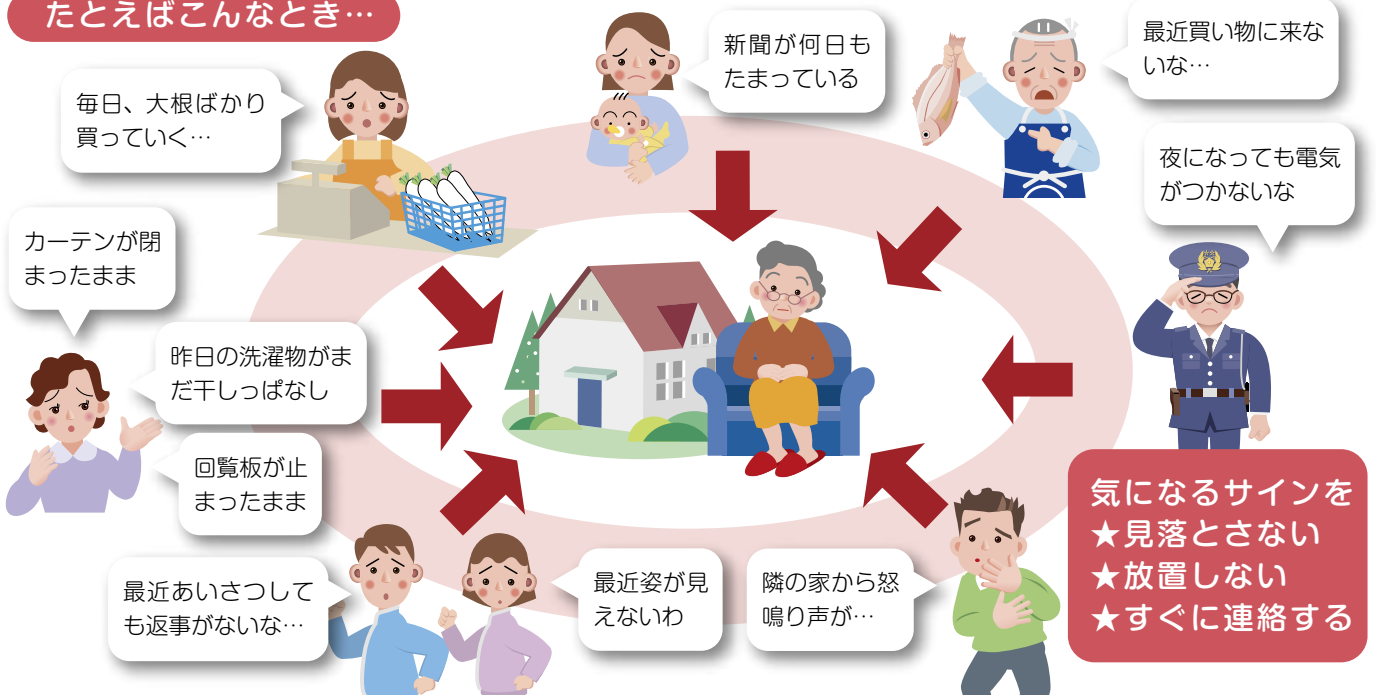
互いに気にかけてあう地域づくり

地域ではちょっとした心がけが安心できる地域づくりにつながります。

お互いを気遣いあい、相手に関心を寄せる、ちょっとした困りごとがあったら「助けて」と言い合える関係をつくりましょう。

以下のような状況を見過ごさず、声を掛けてみるなどして気にかけてあげてみましょう。

たとえばこんなとき…



今までは…

- 無意識に
- それぞれがバラバラに
- 気になることがあっても「まあ、大丈夫だろう」

これからは…

- 少し意識的に
- ご近所と連携を取りながら
- 気になることがあったらすぐに連絡・連携・相談

「あれ、どうしたんだろう？おかしいな」

気になるサインがあった時には、すぐに連絡・相談しましょう。

生命に関わる場合、虐待や死亡が疑われる場合にはすぐに通報

ご近所や
その人の
知り合い

地域の
民生委員や
自治会長

地域包括支援
センター
(連絡先は7頁)

各区の
社会福祉協議会
(連絡先は5頁)

警察・消防

新潟市では高齢者等あんしん見守りネットワークという見守り体制をつくっています。(詳しくは6頁)

自治会・町内会で地域の見守りのしくみづくりをしましょう。

まずは、“話し合い”から

日頃のさりげないご近所づきあいから少しステップアップして、自治会や町内会一体となって自分たちの地域で見守りあい・支えあいの活動を考えてみましょう。

まずは“地域を知る”ところから

自治会内の地図を広げて話をしたり、座談会をしたり、アンケートを取ってみたり皆で地域の情報を知り共有することで、今後の話し合いや活動を進めるうえでの土台になります。

ポイントは…

- 地域の実情に合った方法で
- 地域の資源（人・物など）を生かして
- できるところから、無理なく

自分たちの地域に合った方法で始めてみましょう

- 災害があった時、要援護者は安全に逃げられるか？
- 自治会の中で困っている人はいるか？
- 地域の良いところや自治会の活動を見直してみましょう。



地域での取り組みが始まっています

- ・ ささえあいマップの作成
- ・ 緊急連絡先カードの全戸配布
- ・ あんしん見守り隊の結成
- ・ 見守り体制整備
- ・ 防犯防災のため空き家調査実施など。

地域の茶の間（サロン）の工夫

身近な場所で住民同士が気軽に交流する機会である茶の間（サロン）を地域で開催するだけでなく、なかなか出てこられない方へ呼びかけるため、自治会と協力して、自治会の広報紙や回覧板にサロン通信をのせたり、お誘いのお手紙をもって地域の高齢者のもとを訪問する活動を行っている地域もあります。

緊急情報キットの配布

緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を記載したカードを入れたキットを冷蔵庫に入れて備えておく取り組みを行っている地域があります。

自治会で必要な人を調査して配布し、配布後 1 年ごとに情報更新を呼びかける等、地域の中で見守り活動とセットで活用がすすんでいます。

（緊急情報キットについては、お住まいの各区社会福祉協議会にお問い合わせください）



各区の社会福祉協議会は以上のような自治会活動をサポートします。

主なサポート内容

- ・ 関係機関との見守り体制づくりを支援します。
- ・ 見守り活動に関する様々な情報提供を行います。

北区社会福祉協議会
TEL.025-386-2778

東区社会福祉協議会
TEL.025-272-7721

中央区社会福祉協議会
TEL.025-210-8720

江南区社会福祉協議会
TEL.025-385-4321

秋葉区社会福祉協議会
TEL.0250-24-8376

南区社会福祉協議会
TEL.025-373-3223

西区社会福祉協議会
TEL.025-211-1630

西蒲区社会福祉協議会
TEL.0256-73-3356

関係団体や民間企業との連携も広がっています

高齢者等あんしん見守りネットワーク

高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域住民や協力事業者による見守り活動の中で異変等を発見したとき、すみやかに対応できる体制をつくります。高齢者等の異変等を発見した場合は、その地域を担当する地域包括支援センター（緊急時は消防・警察）に連絡します。

【連絡体制】

地域住民・協力事業者

異変発見

<緊急時>

すぐに対応が必要（夜間・休日・祝日）

警察【110】 事件性がある場合

消防【119】 体調の急変など

<緊急ではない時>

緊急事態ではないが、今後が心配である

連絡拠点

地域包括支援センター

連携

区役所

異変の例

- ①新聞、郵便物が数日分たまっている。
- ②昼夜問わずに家の電気がつけっぱなし、または消えている。
- ③窓、カーテン、雨戸が開閉された様子がない。
- ④洗濯物が出しっぱなしになっている、またはいつもは洗濯物が干されているのに、何日も干されていない。
- ⑤最近、顔を見なくなった。
- ⑥季節に合わない服装をしている。衣服や身体に汚れ・異臭がある。

緊急時の例

- ①急病等で現に倒れている人を見つけた。
- ②事件性が認められるような事態を発見した。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの生活を支援するため、新潟市が介護予防や相談窓口などの仕事を委託した事業所です。

No	担当地域(中学校区) 【日常生活圏域】	センター名	電話
1	松浜・南浜・濁川	阿賀北	025-258-1212
2	葛塚・木崎・早通	くずつか	025-386-8100
3	岡方・光晴	上土地亀	025-386-1150
4	山の下・藤見・下山	山の下	025-290-7155
5	木戸小・大形・木戸	木戸・大形	025-272-3552
6	石山・東石山	石山	025-277-0077
7	関屋・白新	関屋・白新	025-231-5659
8	寄居・二葉・舟栄	ふなえ	025-229-3600
9	宮浦・沼垂小・笹口小	宮浦東新潟	025-240-6111
10	鳥屋野・上山・山潟	姥ヶ山	025-240-6077
11	大江山・横越	大江山・横越	025-385-5791
12	亀田・亀田西	かめだ	025-383-1780
13	曾野木・両川	曾野木両川	025-280-3636

No	担当地域(中学校区) 【日常生活圏域】	センター名	電話
14	新津第五	にいつ日宝町	0250-22-1931
15	新津第一・新津第二	新津	0250-25-3081
16	小合・金津・小須戸	こすど	0250-61-1855
17	白井・白根北	しろね北	025-362-1750
18	白南・白根第一	しろね南	025-373-6770
19	味方・月潟	あじかた	025-372-5121
20	小針・小新	小新・小針	025-201-1351
21	坂井輪・五十嵐	坂井輪	025-269-1611
22	黒埼	黒埼	025-377-1522
23	内野・赤塚・中野小屋	赤塚	025-264-3377
24	西川	西川	0256-88-3122
25	潟東・中之口	中之口・潟東	025-375-8833
26	巻東・巻西	巻	0256-73-6780
27	岩室	岩室	0256-82-5501

見守り協力事業者

電気・ガス・水道・宅配事業者など日頃の業務で異変に気づく可能性が高い事業者にご協力いただいています。

日頃の業務、営業活動の範囲内において高齢者等の異変等を発見した場合は、その地域を担当する地域包括支援センターに連絡します。

協力事業者には以下デザインのマグネットシートを車等に掲示していただくようお願いしています。



自治会の地域見守り活動に関すること

◎新潟市社会福祉協議会地域福祉課

電話 025-248-7165 FAX 025-243-4376

高齢者等あんしん見守りネットワークに関すること

◎新潟市福祉部福祉総務課

電話 025-226-1173 FAX 025-225-6304